

岐阜県公報

目次

監査委員告示

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置

(監査委員)

ページ

号外(一) 平成二十四年九月二十五日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、平成二十四年九月二十一日付けで岐阜県知事から平成二十三年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年九月二十五日

岐阜県監査委員	小川恒雄
岐阜県監査委員	森正弘
岐阜県監査委員	磯井直誠
岐阜県監査委員	石井直子
岐阜県監査委員	良寛

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

基礎整備事業に関する事務の執行及び管理について

1 道路事業

結果の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【道路パトロール】</p> <p>「道路パトロール日誌」の処理内容欄にはパトロール中に発見された破損等について、その場で処理が完了した場合には「処理済み」と記載され処理年月日欄にはパトロール日が記載される。一方、</p>	<p>パトロール日誌はパトロールに出た職員の対応状況を記録するために整理しています。「未処理」と記載された箇所は、パトロールでは即座に対応が出来なかった破損等であり、パトロール日誌が事務所内で回覧される中で、</p>

<p>処理が完了しなかった場合には「未処理」と記載され処理年月日欄はブランクとなり、その後処理が完了しているか不明である。 したがって、「未処理」と記載された項目についても処理年月日欄に処理完了日を記載することにより処理が完了したことが確認できるようにすることが望ましい。</p>	<p>「未処理」の破損等については、担当部署が維持修繕業務委託業者へ修繕指示を行い、その状況を手書きで記載していき、この処理を適正に行うよう改めて徹底します。 なお、修繕の処理状況及び処理完了日は、委託業務指示書、業務完了報告書で確認できるようにしています。</p>	<p>【工期の延長に伴う履行遅延に対する違約金】 平成22年度における現道施設整備工事について、契約履行期間の延長理由が岐阜県会計規則第118条の規定に照らし合わせ、天災その他契約業者の責に帰すことのできない理由でないにも関わらず、岐阜県の収支等命令者が契約履行期間延長の承認を行い、結果、同規則第117条に基づき違約金を徴収していないケースが存在した。</p> <p>契約履行期間の延長申請書では、「道路情報表示装置板の製作業者に、納期の確認をしたところ年度末に注文が集中し、製作に3カ月余りの日数を要することが判明したため、工期内完成が困難になった」旨の延長理由が記されているが、当該理由は契約業者の責任に帰することができない理由とは言えず、道路情報表示装置板の製作業者の製作遅延はその理由とはならない。</p> <p>岐阜県は、当該工事の延長が天災その他契約業者の責に帰することのできない理由に基づくものではなかったことから、契約の履行期間延長を認めてはならず、工期が当初の3月8日～3月20日から3月8日～6月30日まで102日間延長にされたことに伴い、履行遅延に対する違約金を納付させる必要があった。</p>	<p>平成24年3月27日に、指摘を踏まえ、より慎重に延長承認の可否を判断するよう各土木事務所へ文書で周知しました。</p>	<p>【買収済み未供用の用地管理】 未供用の用地については、明文化された定期的なパトロールの実施規程が存在しておらず、また、防草シートは通行禁止のバイパスの設置等の明確なルールが存在しない。 岐阜県全体の道路建設予算が縮小される中で、事業の進捗が長期化している案件も存在し、用地を取得してから供用開始されるまでの期間が数年にわたるものも多数存在する。このような用地に関して、未供用であるとはいえ、岐阜県が取得した資産であることによりはたして、その管理を徹底することは当然の義務であると言える。 未供用の用地に関しての管理方針を整備し、定期的なパトロールの実施、管理台帳の整備が求められる。</p>	<p>未供用地管理台帳の作成、除草や防草、不要な立ち入り防止措置など未供用地の管理手法、年間2回以上の定期パトロールの実施などを定めた「未供用地管理方針」を新たに作成し、平成24年9月に各土木事務所へ通知しました。</p>
<p>【未登記土地】 道路等の工事のために取得した土地について、過去、実質的に土地の譲渡、所有権移転が行われたにもかかわらず、所有権移転登記がなされていない未登記土地が多数存在している。 取得した土地は、道路や河川などの用に供されており、未登記であっても各法の制限によりトラブルが生じる可能性は低い。岐阜県が取得した土地が、登記簿上は他人名義であることは、資産管理の面から不適切な状況である。 このような状況を早期に解消するためには、十分な予算的、人的措置が必要であり、また、登記名義人の協力と理解が不可欠である。 今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。</p>	<p>【県管理のトンネルの維持管理】</p>	<p>未登記土地については、平成13年度から計画的に処理を進めてきたところですが、近年は処理に多くの時間と経費を要する案件が多数残っていることから、現況調査を実施し、処理方針を定め、必要に応じて予算措置及び人的措置をし、効率的な未登記土地の処理を進めていきます。</p>	<p>トンネルの点検については、モニタ</p>		

平成22年度末で、点検実施トンネル数は、20本であり、「トンネル簡易保守点検でニューアル」に従った定期点検の頻度で定期点検がなされていない。ニューアル通りの頻度で定期点検を行うべきである。

また、「トンネル簡易保守点検でニューアル」に記載の優先順位通りに定期点検が実施されておらず、平成22年度末で福島第一トンネル、福島第二トンネル、飯谷隧道及び越前トンネルなど優先順位が50位以内で未実施のトンネルが37トンネルある。優先順位が高順位でありながら未実施のトンネルについては、早急に定期点検を実施すべきである。

また、従来型の維持管理（事後保全）によって大規模な対策が必要となる前に、道路や橋梁と同様、トンネルにおいても、損傷が比較的小規模なうちに対策を行う予防保全、すなわちアセットマネジメントの考え方を取り入れることで、将来の投資額の削減や補修箇所を早期発見による安心・安全な交通網が確保されることが期待される。

定期的な点検により、新たに変状が確認された場合は、詳細調査を行ったうえで効率的・効果的な対策を行うことが重要であると考えられる。

現在は主に矢板工法のトンネルを中心に点検実施を行っているが、最初にNATM工法により建設されたトンネルについて、現在供用開始から32年を経過しようとしている。今後は、NATM工法のトンネルを含めた定期的な点検を実施し、優先順位を設けたうえで、アセットマネジメントの考え方を徹底していく必要がある。

アルに基づき、優先順位の高い箇所から順次点検を実施中です。NATM工法のトンネル点検は、矢板工法のトンネル点検が終了後実施する予定です。点検結果を踏まえ、効果的なトンネルの維持修繕計画を検討していきます。

2 河川及び砂防事業

結果の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【県土整備部施設台帳管理システムの整備】</p> <p>「台帳システム」には、道路、河川や砂防えん堤の情報が登録されるが、砂防えん堤についてはすべての施設に関する位置や内容等の情報の入力が完了していない。よって、すべての施設の情報を記録している台帳は、依然としてシステム導入前から使用している紙ベースの台帳のみとなっている。さらに、砂防えん堤については「台帳システム」と管理された紙ベースの台帳の内容が一致していないケースも存在した。</p> <p>本来、上記の「台帳システム」を設置した目的は、「台帳システム」上に、すべての公共施設の管理を行うことで、当該施設の管理を円滑かつ適切に行うことである。</p> <p>そのため、現時点ですべての公共施設を「台帳システム」で管理することは不可能であったとしても、未登録の公共施設の登録計画を策定し、早急にすべての公共施設の登録を行う必要がある。また「台帳システム」の情報更新が適切に行われているかどうかについてもフォローアップし、常に最新情報を把握することによって、公共施設を「台帳システム」上に、網羅的に管理する必要がある。</p>	<p>【河川課】</p> <p>新設を実施した場合の台帳システムへの登録体制は既に整備済みです。また、更新作業については、平成24年2月27日から3月1日に行った河川管理ヒアリングの際に、確実に行うように各土木事務所に対して周知徹底しました。</p> <p>【砂防課】</p> <p>平成24年1月及び4月に台帳管理システムへの登録を行うよう各土木事務所へ通知し、同年7月末までに各土木事務所において台帳への登録を完了しました。</p>
<p>【砂防パトロール結果記載の網羅性】</p> <p>「砂防設備等点検チェックリスト」上、標識・支柱等の設置の項目に問題があるものとしてチェックされているものの、対処等のコメントが存在しないケースが数件検出された。</p> <p>当該設備は現場工事中であり、一時的</p>	<p>「砂防設備等点検チェックリスト」で検出された事項及び対応結果について「砂防設備等点検一覧表」に記載できるよう同様式を改定し、平成24年1月に各土木事務所に示しました。</p>

<p>に権限が取り外されていたものであったが、当該事実等は、点検担当者に記載しにくい事項であり、担当者の交代時、もしくは過去にさかのぼって点検時の結果を確認する際には、困難になるおそれがある。</p> <p>「砂防設備等点検チェックリスト」は点検時における担当者の確認内容の均一化を図るものであり、チェックリストで検出された事項については、その状況や対処等が、記録されている必要がある。なお、結果については、上席者へ回覧されているが、上記のような状況について、特に指摘はなかったようである。</p> <p>今後は、点検結果を、書面で明確に把握できるように記録を残すとともに、上席者への回覧の実効性も高めるよう改善が必要である。</p>	<p>河川巡視の計画作成及び河川巡視実施結果について、河川課への報告事項としました。</p> <p>また、平成24年4月20日に文書にて各々の巡視目的を満足できるのであれば、県管理道路と並行区間においては、道路パトロールと、山間地域河川においては砂防パトロールと兼ねる計画も可とする旨を各土木事務所へ通知しております。</p>	<p>水量その他河川環境の異常な事態などを早期に発見することにある。これにより岐阜県内の河川の持つ機能が最大限発揮され、河川の安全性の確保と良好な河川環境の保全に繋がる。しかし、現在の組織体制及び巡視体制に対するモニタリング機能が十分に機能していないため、本来の目的を充分果たしていない状況といえる。</p> <p>河川巡視を実効性あるものとするため、組織体制のあり方を検討し、また結果を県庁への報告事項とする必要がある。</p>	<p>平成24年度堤防除草委託業務は、各土木事務所における管内の一般河川の堤防は市町村道と兼用しており、交通規制など住民生活への影響を最小限にとどめ、市町村道と一体で堤防除草を行う必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により適切な随意契約理由で各市町と契約済みです。</p>
<p>【河川パトロール】</p> <p>ある土木事務所では、巡視計画を策定しているにもかかわらず、当初の計画通り実施できていなかったが、その理由等について検証されないまま完了しているケースが見受けられた。また、別の土木事務所では、河川巡視を実施すると担当者事務所から不在となり業務も滞るため、巡視を行っていないケースも検出された。</p> <p>これは、河川巡視年間計画については県庁の河川担当への報告事項となっているが、河川巡視結果については県庁への報告事項となっておらず、各土木事務所所長報告事項となっている結果、計画が十分に達成されていない状況となっていると考えられる。</p> <p>本来、河川巡視規程の作成された趣旨は、河川管理の一環として河川巡視を定期的に行うことにより、違法行為、河川管理施設等の異常な事態の発生、水質・</p>	<p>河川巡視の計画作成及び河川巡視実施結果について、河川課への報告事項としました。</p> <p>また、平成24年4月20日に文書にて各々の巡視目的を満足できるのであれば、県管理道路と並行区間においては、道路パトロールと、山間地域河川においては砂防パトロールと兼ねる計画も可とする旨を各土木事務所へ通知しております。</p>	<p>【堤防除草委託工事】</p> <p>堤防除草委託契約については、市町村との随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、「契約の性質または目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき」として、主に以下の理由により、随意契約をしております。</p> <p>【随意契約理由】</p> <p>(ア) 地域に密着する行政団体に委託することにより、住民が積極的に参加し、住民自ら堤防及び河川の維持管理を行うことで、河川への愛着心が向上し、適切かつ適正な保全を実施することができ、住民の連帯意識向上等も期待できる。</p> <p>(イ) 長年にわたる清掃・除草作業を通じて、堤防の状況を熟知している。</p> <p>(ウ) 諸経費が含まれず、直接費のみであるため、安価にできる。</p> <p>これに対し、岐阜県から市町へ委託したのち、市町から一般事業会社へ委託している件数が12件、また、除草工事の実施先が不明である件数が2件ある。これは、【随意契約理由】(ア)とは整合していない。</p> <p>また、【随意契約理由】(ウ)については、</p>	<p>平成24年度堤防除草委託業務は、各土木事務所における管内の一般河川の堤防は市町村道と兼用しており、交通規制など住民生活への影響を最小限にとどめ、市町村道と一体で堤防除草を行う必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により適切な随意契約理由で各市町と契約済みです。</p>

除算にあたっての作業内容としてノウハウが求められるとは考えにくい。さらに、【随意契約理由】^(ウ)については、安価であれば競争入札を選択することも考えられる。

以上より、当該随意契約については、その理由が不明瞭であることから、今後の契約方法選定にあたって見直すことが望まれる。

4 契約事務及び事業評価

<p>【契約変更手続の形骸化】 真にやむを得ない事情により建設工事契約変更の必要が生じた場合、変更事務処理要領第8によれば、軽微な変更を除き、指名委員会諮問または指名委員会報告の必要がある。なお、当初設計金額が3億円以上の場合は、これに加えて本庁部会報告も必要となる。</p> <p>しかしながら、軽微な変更でなく、緊急を要する変更事項でないにもかかわらず施工業者への直接的な指示書ないしは協議書によって事実上の設計変更をしており、工事契約期間終了直前に一括して契約変更手続を実施している事実が散見された。</p> <p>指名委員会への報告及び諮問にかけた段階では、すでに変更後の設計に基づき工事が開始されており、事実上、変更を覆すことができない状態となっている。前述のとおり、一旦締結した契約を変更することは例外的なものと位置付けられているため、例外を認めるためには指名委員会への報告ないし諮問を実施するよう義務付けられているものであり、それが形骸化することにより、安易な契約</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p> <p>平成24年3月2日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。</p>	<p>変更を乱立するおそれがある。従って、変更事務処理要領で報告ないし諮問の実施を定めた趣旨を踏まえ、正確な運用を徹底する必要がある。</p> <p>【様式1「変更契約報告書」の記載不備】 建設工事契約において、当初請負額の10%以上30%未満、または500万円以上3,000万円未満の増額変更を行う場合は、様式1「変更契約報告書」により各発注機関の指名委員会への報告が必須とされている。当該「変更契約報告書」には、「委員会意見」欄が設けられているものの、問題がない場合は何の記載もしないケースが見受けられた。「変更契約報告書」の別紙に決裁印は押印されているが、当該別紙と「変更契約報告書」は一括して保管されておらず、一見すると指名委員会への報告が適切になされているか否かを判断することができない状態にあった。</p> <p>指名委員会への報告は、「建設工事変更事務処理要領」第8(1)により定められているものであり、それが適切になされているか否かを文書として残すことは建設工事変更事務処理上、重要である。「変更契約報告書」を見れば、報告の手続きが完了していることが明瞭になるよう、所定項目についてはすべて漏れなく必要事項を記載するよう徹底すべきである。</p>
<p>【指名委員会への報告漏れ】 変更事務処理要領第8(1)において、設計変更による増加額が当初請負額の10%以上30%未満、またはその金額が500万円以上3,000万円未満の変更契約締結前に決められた様式により各発注機関の指名委員会に報告するものとされている。</p>	<p>平成24年3月2日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。</p>	<p>平成24年3月2日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。</p>

<p>かし、設計変更による増加額が当初請負額の500万以上の変更であるにもかかわらず、指名委員会への報告がなされていないケースが存在した。</p> <p>変更事務処理要領に基づいた指名委員会への報告を失念することは、500万円以上という高額な増額変更について分難務注の可否の検討や、設計変更の経緯や理由を明らかにする重要な機会を失うことになる。</p> <p>変更事務処理要領の正確な運用を徹底する必要がある。</p>	<p>【委託業務契約に係る変更事務処理要領の不存在】</p> <p>建設工事契約に係る変更事務処理について「建設工事変更事務処理要領」(平成19年6月1日施行)が存在するが、委託業務契約に係る変更事務処理については、何ら規程や要領が存在しない。</p> <p>このため、建設工事契約においては、軽微な変更以外の契約変更が発生した場合には、指名委員会への報告もしくは審議や変更契約の締結等が必要となるが、委託業務契約については、これらの手続は不要となっており、実際に、当該手続を経ずして軽微変更以外の変更契約を締結しているケースが見受けられた。</p> <p>なお、所内規程として指名委員会への報告を義務付けている事務所も存在する。県の予算を用いて、一定の業務を遂行しているという意味では、建設工事契約も委託業務契約も同種であるにもかかわらず、必要な事務処理手続が異なるのは公平な取扱いではない。委託業務契約についても早くも早急に変更事務処理要領を整備すべきである。</p> <p>なお、所内規程としての整備は事務所ごとに手続きに格差が生じるため、採用すべきではなく、県として統一した方法</p>	<p>委託業務に関する変更事務処理要領を整備するため準備作業中です。</p>
<p>【様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」の形式不備】</p> <p>「変更契約審議書」の形式不備 契約の発注機関である土木及び農林事務所での事務処理の統一化及び正確性を担保するため、変更事務処理要領第8(1)に示される様式1「変更契約報告書」と(2)で示される様式2「変更契約審議書」は、重要な様式であると考え、事務の適正化及び合理化を図るといふ当該要領の目的を達成するためには、事務で使用される様式が適切なものでなければ困難である。したがって、改善すべき事項を以下に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 指名委員会の押印欄不備 様式に押印欄を設ける等、適切な様式への改善が不可欠である。 ii. 指名委員会の開催日欄不備 様式に委員会の開催日欄を設ける等、適切な様式の改善が不可欠である。 iii. 審議欄及び審議内容の不十分 様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」は、ほぼ同一様式であるため、様式2には審議内容を記載する十分な欄が用意されていない。また、ある事務所では別紙で審議記録を記載するようにしているが、「上記工事の変更契約(30%超増額)の適否について審議し、やむを得ないものとして承認した。」と記載があるのみで、審議内容を全く記載していない。 <p>このような運用では、指名委員会で適切な審議が行われたことを関係者に示すことは困難であり、それ以降に締結する変更契約の妥当性に疑念を生じさせる。したがって、適切な様式へ改善するとともに、指名委員会は審議内容を十分記載するよう徹底する必要がある。</p>	<p>委託業務に関する変更事務処理要領を整備するため準備作業中です。</p>	<p>委託業務に関する変更事務処理要領を整備するため準備作業中です。</p>
<p>【様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」の形式不備】</p> <p>「変更契約審議書」の形式不備 契約の発注機関である土木及び農林事務所での事務処理の統一化及び正確性を担保するため、変更事務処理要領第8(1)に示される様式1「変更契約報告書」と(2)で示される様式2「変更契約審議書」は、重要な様式であると考え、事務の適正化及び合理化を図るといふ当該要領の目的を達成するためには、事務で使用される様式が適切なものでなければ困難である。したがって、改善すべき事項を以下に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 指名委員会の押印欄不備 様式に押印欄を設ける等、適切な様式への改善が不可欠である。 ii. 指名委員会の開催日欄不備 様式に委員会の開催日欄を設ける等、適切な様式の改善が不可欠である。 iii. 審議欄及び審議内容の不十分 様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」は、ほぼ同一様式であるため、様式2には審議内容を記載する十分な欄が用意されていない。また、ある事務所では別紙で審議記録を記載するようにしているが、「上記工事の変更契約(30%超増額)の適否について審議し、やむを得ないものとして承認した。」と記載があるのみで、審議内容を全く記載していない。 <p>このような運用では、指名委員会で適切な審議が行われたことを関係者に示すことは困難であり、それ以降に締結する変更契約の妥当性に疑念を生じさせる。したがって、適切な様式へ改善するとともに、指名委員会は審議内容を十分記載するよう徹底する必要がある。</p>	<p>委託業務に関する変更事務処理要領を整備するため準備作業中です。</p>	<p>委託業務に関する変更事務処理要領を整備するため準備作業中です。</p>

平成24年5月18日に建設工事変更事務処理要領を改正し、必要事項を十分記載できるよう様式を見直しました。